

令和4年度 人口減少等を背景とした政策課題の解決に向けた基礎調査業務について

1 業務目的

人口減少、少子・高齢化等の進展が見込まれる中で、行政全般、こども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等、政策判断の基礎となる各種統計データや、政策事例、民間動向等の情報を常時的確に収集・整理するとともに、各種統計データ等の客観的かつ高度な解析など、今後の政策立案に資する調査・検討を行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 「大阪市人口ビジョン」「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にかかる調査

①将来推計人口にかかる分析・調査

大阪市人口ビジョン（令和2年3月更新）で示している将来推計人口及び人口の将来展望について、最新の人口統計データ等と比較し、将来推計の確度や人口動態の特徴について分析を行うこと。特に、人口の増減に関わる特筆すべき事項（新型コロナウイルス感染症の拡大による出生数への影響や他国からの労働者数の鈍化等）については、本市の特徴を捉えた上で、詳細な分析を行うこと。また、上記分析を踏まえ、他都市における取組等も勘案し、本市が取り組むべき政策課題を提案すること。

②「大阪市人口ビジョン」のバックデータの更新

令和2年3月更新の「大阪市人口ビジョン」に掲載の各バックデータについて、データの最新値を収集し、データの更新を行うこと。

③「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にかかる他都市取組の分析

他都市（5大市、東京都区部、福岡市、札幌市）におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載されている効果的で特色ある施策を収集・分析し、有益な施策について提案すること。

(2) 本市の政策課題等の抽出に必要となる情報収集及び整理

①本市関連トピックスの収集

- ・新聞・雑誌、専門紙・業界紙等の各種メディアで取り上げられた市政全般に影響を与える可能性がある国や国内・海外他都市、民間企業等の動向等の記事について幅広くピックアップし、当該記事の概略（日時・出典・記事のタイトルと内容）を一覧表に整理したうえで、毎月（15日頃）、定期的に報告するとともに、本市の求めに応じて当該記事の内容について解説を行うこと。

②本市関連トピックスの詳細分析

- ・①でピックアップした記事のうち、本市が指定する記事について、その背景や本市に及ぼす影響等を詳細に分析したレポートを提出すること。
※なお、①でピックアップした記事以外のトピックスについても、本市がレポート項目として指定することがある。
- ・詳細分析する項目数は年間で4項目程度を想定。レポート分量（ページ数）については、特に定めず、その分析内容により変動することとする。

③他都市における地方創生の取組の収集・分析（照会形式）

- ・他都市における地方創生に関する取組について本市が求める事例等について、必要に応じて照会を行う等の方法も取り入れながら収集し、分析・整理を行うこと。

④都市ランキングの収集、分析

- ・本市が対象となっている都市ランキングについて、網羅的に整理すること。
- ・上記で整理した都市ランキングの中から本市が指定するものについて、詳細な指標の分析を行うこと。

⑤本市の取組に対する知見の収集

- ・本市の取組に対し、有識者から意見聴取を行う等の方法により、最新かつ施策に即した情報を収集・整理すること。
- ・意見聴取については、10名程度を想定しているが、聴取する内容や方法、時期等については、本市担当者との協議のうえ決定する。

⑥本市の現状をあらわす指標の追跡・整理

- ・本市より提供する「本市の現状をあらわす指標（約 130 項目）」について、最新のデータに更新するとともに、必要に応じて指標を追加すること。

⑦突発的に必要となる資料の収集等の支援

- ・上記に関わらず、本市が政策を推進していくにあたり、突発的に資料収集等の必要が生じた場合、本市担当者との協議のうえ、本市の指示に基づき資料等の収集及び分析を行うこと。
- ※なお、⑥に伴う業務量の増加分については、本委託業務の(2)②③④の業務量を調整のうえ対応することとする。

【その他注意事項】

本業務を遂行するにあたっては、本市の全市的な方針等を十分に理解しておく必要があることから、(参考)に掲げる資料を熟読のうえ、着手すること。

成果物のうちグラフや図表を作成したものについては、本委託業務終了後も本市側でグラフや図表の更新が可能となるよう、連動するバックデータについてはエクセルファイル形式で作成すること。

(3) 定期的な意見交換について

- ・契約後、ただちに意見交換の場を設け、本業務にかかる一連のスケジュール及び調査・報告方法等について相互の意見調整を行う。
- ・月に1回程度、報告資料の体裁や内容等について説明の上、意見交換を行う。
- ・意見交換を行った際は、その都度議事録及び作業状況等一覧を提出し、本市の承認を得ること。

(4) 報告書の提出について

- ・本市が示すスケジュールに沿って、それぞれ適宜報告書を提出すること。
- ・年間通して提出した報告書を整理し、契約期限までに成果品として製本し、提出すること。

3 業務スケジュール及び実施体制について

(1) 業務スケジュール (見込み)

業務内容	実施期間	納品時期
2 (1) ① 将来推計人口にかかる分析・調査	令和4年6月～令和5年3月	令和5年3月
2 (1) ② 「大阪市人口ビジョン」のバックデータの更新	令和4年4月～令和4年7月	令和5年3月 「東京圏への転出超過人数」は令和4年7月
2 (1) ③ 「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」にかかる他都市取組の分析	令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月
2 (2) ① 本市関連トピックスの収集	令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月
2 (2) ② 本市関連トピックスの詳細分析	令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月 必要に応じて適宜依頼する場合あり
2 (2) ③ 他都市における地方創生の取組の収集・分析	令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月 必要に応じて適宜依頼する場合あり
2 (2) ④ 都市ランキングの収集、分析	令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月
2 (2) ⑤ 本市の取組に対する知見の収集について	令和4年12月～令和5年3月	令和5年3月
2 (2) ⑥ 本市の現状をあらわす指標の追跡・整理について	令和4年4月～令和5年3月	令和5年3月

(2) 実施体制

- ・本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富かつ業務内容に精通した者を総括責任者及び担当者に定め、また、本市からの求めに対して適宜適正に対応できる人員を配置し、スケジュールに関わらず、常時対応可能な実施体制を整えること。また、その配置体制について事前に書面により通知するとともに、正確丁寧にこれを行わなければならない。
- ・本業務の遂行にあたっては、委託者及び受託者相互で業務の進捗状況等を常に把握し、管理できるよう、作業状況等一覧を作成し、共有すること。

4 提出書類

(1) 業務の着手時に提出する書類

実施計画書 1部

※実施計画書は、業務のスケジュールや進め方、進捗管理の方法、資料の管理方法等を具体的に明記したものとすること。

(2) 業務の完了時に提出する書類

業務完了届 1部

精算報告書 1部

(3) その他、本市が業務上必要と認める書類

5 成果品

(1) 受託者は、完了検査合格後速やかに、以下の資料等を納品すること。

ア 報告書 (A4版) 3部

イ 報告書データ (CD-ROM) 一式

※電子データの形式は本市と協議の上決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。

(2) 業務の瑕疵

受託者は、業務完了後において明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、ただちに当該業務の修正を行うこと。

6 成果品等の納期及び納入場所

業務の審査に合格後、本仕様書に定める成果品等一式を納品し、大阪市政策企画室の検査をもって業務の完了とする。

(1) 最終報告書納入期限

令和5年3月17日(金)

※業務内容各項目に応じて適宜報告期限設定(「3(1)業務スケジュール(見込み)」参照)

(2) 納入場所

大阪市政策企画室企画部政策調査担当

7 再委託の禁止

(1) 受託者は、業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を再委託することはできない。
(主たる部分)

業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱(平成7年4月1日制定)に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱(平成23年9月1日制定)に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本調査にかかる作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本市は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。なお、資料の授受に際し、受託者は資料授受簿を作成し、資料の授受や返却状況等が常時確認できるように整備すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、著作権にかかる権利関係について確認し、適切な手続きを取った上で、その出典を報告書に明記すること。
- (5) 受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- (6) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (7) 本事業に係る協議、打ち合わせ等の必要経費、その他業務に要する経費はすべて受託者の負担とすること。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項、または業務遂行に関して疑義が生じた場合は、すみやかに本市担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(参考)

○第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年9月）について

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000545605.html>

○大阪市人口ビジョン

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/cmsfiles/contents/0000339/339383/osakasijikoubijonR2.3.pdf>

○大阪の再生・成長に向けた新戦略

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000522845.html>

○令和4年度 市政運営の基本的な考え方

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000544173.html>

○大阪市政 主な取組み（令和3年4月）

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000533658.html>

○大都市比較統計年表

<https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3055-2-6-3-0-0-0-0-0-0.html>

※現時点でホームページ等に掲載されている資料を上げているが、業務に取りかかる際には、各資料の最新データを参照すること。